

令和3年第2回葛城市議会臨時会会議録

1. 開会及び閉会 令和3年4月20日 午前10時00分 開会  
午後 1時37分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員13名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	欠員
13番	欠員	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	総務部理事	米田匡勝
市民生活部長	前村芳安	都市整備部長	松本秀樹
産業観光部長	早田幸介	保健福祉部長	森井敏英
保健福祉部理事	東錦也	こども未来創造部長	井上理恵
こども未来創造部理事	板橋行則	教育部長	吉井忠
教育委員会理事	西川育子	上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	中井浩子		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	吉田賢二
書記	高松和弘	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 11番 西井 覚 14番 下村 正樹

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（葛城市税条例の一部を改正することについて）

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度葛城市一般会計補正予算（第11号）について）

日程第5 議第41号 令和3年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について

追加日程第1 議第41号 令和3年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について

開 会 午前10時00分

**西川議長** ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、令和3年第2回葛城市議会臨時会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知お祈りいたします。

本日、令和3年第2回臨時会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本臨時会も、議員各位の格段のご協力によりまして議会運営が円滑に進行できますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議の進行に際して、密閉空間にならないよう出入口を開放しておりますのでご了承願います。なお、発言される際は、マスクを着用したままご発言いただきますようお願いいたします。また、発言につきましては簡単明瞭にしていただき、会議時間の短縮にご協力のほどよろしくお祈りを申し上げます。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知お祈りいたします。傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話等をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいたします。

ここで報告事項を申し上げます。

本臨時会に提出された議案は、議事日程記載の日程第3から日程第5までの3議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

報告事項は以上でございます。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

**阿古市長** 皆様、おはようございます。本日、令和3年第2回葛城市議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。本臨時会の招集につきましては、地方自治法第101条第2項の規定に基づき招集をさせていただいたところでございます。今回審議をお願いいたします案件につきましては、承認案件が2件、議決案件が1件でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

**西川議長** 次に、3月の議会定例会におきまして教育長に任命同意し、4月1日より着任されました椿本教育長から就任のご挨拶を受けることにいたします。

椿本教育長。

**椿本教育長** 皆様、おはようございます。議会の貴重なお時間をいただきまして、このような機会を与えていただきまして本当にありがとうございます。去る3月5日に議会でご承認いただき、4月1日付で教育長に就任いたしました椿本でございます。どうぞよろしくお祈りいたします。本市教育の大きな使命は、本市教育大綱の、「まちづくりは人づくりから 郷土に誇りをもち、未来に向かってたくましく生きる人づくり」にもありますように、将来本市を担う人を育てることであり、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

私は、中学校教員として学校教育に携わり、その後、奈良県教育委員会で9年間、教育行政を経験し、昨年度末までは、新庄中学校校長として3年間、学校運営を進めてまいりました。それらの経験から得られた見識を生かし、今般のコロナ禍での安全・安心な学校教育の推進や、昨年度整備されたGIGAスクール構想によるタブレット端末等を利活用した新しい学びの推進などに全力で取り組んでまいりたいと考えております。子どもたちは様々な可能性を秘めています。一人一人が自分の夢を描き、その実現にチャレンジしていく力を培っていけるよう、学校と家庭、地域が連携し、ともに歩む社会づくりを進め、本市教育の充実発展のため、微力ながら精いっぱい取り組んでまいり所存でございます。どうぞご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。貴重な時間ありがとうございました。

**西川議長** これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番、西井覚君、14番、下村正樹君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期、議事日程、審議方法について議会運営委員会で協議願っておりますので、議会運営委員長から報告を願います。

11番、西井覚君。

**西井議会運営委員長** 令和3年第2回葛城市議会臨時会の開会に当たり、去る4月13日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議しておりますので、その結果についてご報告いたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、承認第1号及び日程第4、承認第2号の2議案につきましては、専決処分の承認でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごとに行います。

次に、日程第5、議第41号の補正予算につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑までを行い、予算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。なお、予算特別委員会の設置に関しましては、本年3月定例会の予算特別委員会の委員会構成、また正副委員長で審査をお願いすることとなりましたので、今回は予算特別委員会の選任と正副委員長の報告まで行ってから、本会議を暫時休憩いたします。そして、本会議休憩中に予算特別委員会を開催し、付託議案について審査いただき、委員会終了後、本会議を再開します。本会議再開後は、まず付託議案の日程追加について諮っていただき、日程追加後、委員長より審査結果について報告を行い、委員長報告に対する質疑の後、討論、採決までお願いし、閉会いたします。

次に、会期につきましては、本日4月20日の1日といたします。

以上でございます。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**西川議長** ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本臨時会の会期は本日4月20日の1日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、会期は本日4月20日の1日と決定いたしました。  
重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議  
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの報告のとおり議案審議を行うこと  
にいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、承認第1号及び日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて  
の2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました承認第1号及び承認第2号の2議案につきまして、一括して提  
案理由を申し上げます。

最初に、承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきましては、葛城市税条例の一部  
を改正することについてでございます。本案につきましては、本年3月31日に地方税法等  
の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正が必要となったため、地方自治法  
第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容は、軽自動車税の本体課税の延長及び見直しと、固定資産税の土地の負担調  
整措置についてでございます。

次に、承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきましては、令和2年度葛城市一般  
会計補正予算(第11号)についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額  
に変更はなく、年度内完了を目指しておりました市単独土地改良事業について、やむなく繰  
越しせざるを得なくなったことから、繰越し明許費の追加設定を行ったもので、地方自治法第  
179条第1項の規定に基づき、本年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

以上でございます。よろしくご承認を賜りますようお願い申し上げます。

**西川議長** これより質疑に入りますが、本2議案につきましては一括質疑とし、委員会付託を省略し、  
討論、採決を1議案ごとに行います。

質疑はありませんか。

4番、奥本佳史君。

**奥本議員** それでは、よろしく申し上げます。私は承認第2号につきましてお伺いいたします。まず  
繰越し専決なんですけども、大字當麻区内の水路工事の件だと把握しております。この件に  
つきまして、専決に至った経緯と原課の対応状況、それと、報告が遅れた理由を伺います。  
3点。まず1点目。発注から履行遅滞、繰越しに至る時系列の経緯について教えてください。  
2番目、その間の業者と原課の対応内容について、これは大字対応を含めて伺いたいと思

ます。3番目、この一連の問題における本質的な問題点はどこにあるのか。

以上3点、お願いします。

**西川議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** おはようございます。産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの奥本議員のご質問の、今回、繰越し専決に至る経緯と原課の対応状況と、報告が遅れた理由について、産業観光部としての答弁をさせていただきます。

まず、今回専決処分の報告をいたしました瓦堂池下用水路改修工事についてでございますが、令和2年12月25日、指名競争入札によりまして受注者が決まりました。請負金額793万2,100円。工事内容といたしましては、ふとんかご工、水路擁壁工、仮設工となっております。入札当日に早期の工事着手を指示いたしまして、令和3年1月中に着手について問合せを行ってございましたが、下請業者が決まっていないとの回答がありましたが、そのときも早期の着手を指示しておりました。令和3年2月4日に現場立会いについての連絡があり、令和3年2月10日に地元区長、受注者、下請業者、農林課担当職員2名と立会いし、工事内容について確認をいたしました。地元区長より竣工期日について確認があった際、工事内容としては十分な工期であることを説明いたしましたが、下請業者より3月中に完了しないとの発言があり、その場において工期を守るように指示をいたしました。令和3年2月15日に現場の草刈り等、準備にかかっており、着工したことを確認しております。その後、工事が継続して行われていないことを確認し、受注者と連絡を取ってございましたが、作業を行えておらず、令和3年3月5日、市役所の方から問合せにより、天候不良のため、現在施工中のほかの工事に遅れが出ており、本工事の本格着手が遅れているとの回答がありましたが、工期の厳守を指示いたしました。令和3年3月12日、地元区長より着工しないのはなぜかとの問合せがあり、令和3年3月15日より再開する旨返答をいたしました。令和3年3月15日、工事着手を確認いたしまして、その後、中断することなく、4月6日、ふとんかご設置工、4月14日、張り芝設置、4月15日、仮設鉄板の撤去をし、4月19日に借地を復旧し、竣工をいたしております。

今回、契約当初、十分に工期があっても、工事着手が遅く、その間、受注者に対して早期の着手を指示していても、実際着手しなかったことは、現場管理といたしましては、誠に不誠実であったことであると考えております。今後このようなことのないよう、課内、部内で連絡を密にいたしまして、対処してまいりたいと考えております。

また、繰越しに至った経緯でございますが、令和3年2月の時点で工期が残り1か月あり、十分に完了できると考えておりました。結果的に市長、副市長への報告は令和3年3月31日となり、急遽、繰越しの手続を行ったところでございます。また、業者選定基準といたしましては、葛城市建設工事指名競争入札参加者指名基準によりまして、指名業者の数は、工事の区分に従い、予定価格に応じ、土木工事の場合、600万円未満は3者以上、600万円以上2,300万円未満は4者以上、2,300万円以上1億円未満は5者以上、1億円以上は一般競争入札と定められております。また、土木工事を発注するときは、工事の種類及び予定価格に応

じ、600万円未満はD、600万円以上1,200万円未満はC、1,200万円以上2,300万円未満はB、2,300万円以上1億円未満はA及びA1等級に属する者から指名するものと定められております。等級は奈良県の基準を準用しております。

今回の工事につきましても、農林課が必要な決裁を受けた後、案件を管財課長に提出し、業者選定委員会に諮り、業者の選定及び契約方法の決定を受け、管財課において、予定価格に応じ、Cランクによる入札を執行した結果、4者が最低制限価格での応札があり、くじにより決定いたしました。その後、農林課で契約締結伺に入札結果書類を添えて、必要な決裁を受け、契約を締結し、事業を執行しております。

以上でございます。

**西川議長** 奥本佳史君。

**奥本議員** 今ご説明いただきまして、一連の経緯ということでお伺いしたんですけども、入札が年末にあった。農林の事業なので、農作業が終わってからということで、3月末までに期間ないのは分かるんですけども、ほかの工事に関しては、これまでそういう遅れがないにも関わらず、今回これだけ、さして難しい工事ではないにも関わらず遅れてしまった。今後の対応として、課内の担当する課、部内で連絡を密にすることなんですけども、それと併せて、業者の選定基準、県の基準を準用しているというお話ございました。その辺のことも踏まえて、最初の問題として、本質的な問題点がただいまこの説明だと思います。そしたら、それをどう解消したら、今後このようなことが二度と起こらないのか。そこなんです。まず、業者の選定に関して、工事の内容、あるいは金額によってランクが定められてるということでしたけども、県の基準を準用している。その準用しているやつをそっくりそのままやったところで、こういう問題が起こってるわけです。そしたら、そこに問題がある。その問題をどう解消していくかというのが、今後、我々、考えていかないとあかんところだと思います。そしたら、今現状の業者の選定基準がどうであるのか。あるいはそれが、もし、何かそこに問題があるのであれば、どう解消していけばいいのか。

それと、もう一つは、課内の体制です。確認はされる、あるいはされていたと思います。ところが、やはりこういうことが起こってしまった。1つには、これは技術担当の職員の数が非常に少なく、あの辺の業務が繁忙の中でなかなか即時対応が難しいという状況があるのではないかと考えます。実際のところ、職員の中でも、技術職としてそれぞれの部署にいらっしゃるんですけども、なかなか1人で手が回らないということがございます。その辺の職員の不足については、人事の採用の計画にも直結してくると思うんですけども、その辺がどうであったのか。その辺、解消できるのか。あるいは、するのであれば、どういう計画でいかれるのか。その辺についてももう少し詳しく教えてください。

**西川議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。

まず、私、産業観光部長の立場で答弁をまずさせていただきます。今回の問題を根本的に解消するためにはどうすればいいのかということですが、現実、先ほど議員おっしゃいましたように、昨年、うちの技術担当の方は、県の職員とうちの職員とで2名の体制で

対応しておりました。今年度は課長補佐1名の対応ということになります。

まず、今後、現場の管理体制を確立するために、まず、工事発注課、部内におきましても、報告、連絡、相談を密にし、問題があれば対応できる体制を取り、今後、再発防止に努めたいと考えております。

事務処理としての繰越し手続について、繰越しの可能性が僅かでもある場合について、繰越し手続は必要であると考えております。本件は事務処理としての繰越しの手続に対する認識が不足しておりました。今後は認識を改めまして、僅かでも繰越しの可能性のある事業につきましても、繰越し手続を必ず行い、再発防止に努めたいと考えております。また、業者選定委員会も含めて、関係部局と協議・検討いたしまして、他市町村の現場管理体制を調査し、本市においても取り入れ可能な部分につきましても、改善してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**西川議長** 企画部長。

**吉川企画部長** 皆さん、おはようございます。企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

私の方からは、技術職員の不足という面についてご答弁させていただきます。技術職員の問題につきましては、毎年行っております人事のヒアリングの中で、各担当課の方から不足しているという話は重々聞いておるところでございます。毎年、土木技術職員であったり、建築技術職員の採用、募集を行っているところでございます。しかしながら、社会情勢であるのかどうかというのははっきり分かりませんが、応募者がなかなか少ない状況でございます。思うような採用ができていないという部分もあろうかとは思いますが。そんな中で、昨年度でございますけれども、土木技術職員を1名採用いたしまして、対応してきたところでございますけれども、まだ不足しているというところら辺もございまして、この後また議会全員協議会の中でもお話しさせていただきますけれども、今年度の中途で土木技術職員、あるいは建築技術職員の採用を行っていきたいというふうに考えておまして、各課でしっかり対応できるような体制を構築していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**西川議長** 奥本佳史君。

**奥本議員** 言いつ放しになりますけれども、今ご答弁いただきました。産業観光部として、技術職が、去年、県からのを含めて2名あったのが、今年1名になった。最終的には、人事の方で今年度、中途採用でもまた行っていきたいということで、技術職が不足しているという点、そこが理由であるかなというふうに伺いました。最終的に、今後こういったことを起こさない対策としまして、まず1つは、業者の管理、指名業者に対する進捗状況の管理の徹底と指導の強化。これは担当の原課だけではなくて、何らかの、契約締結後の進捗管理、進行管理を行う専門部署の設置が必要ではないかという気がします。また、葛城市工事等請負業者選定要綱、あるいは葛城市工事等請負契約に係る指名停止措置要領の厳格な適用を行うことによって、こういうことが起こればペナルティーがあるということを徹底した上で、その辺の指導

というのをやっていただきたいと思います。

2つ目として、今の技術職員の不足に関して、現状で専門職、技術職が不足しております。比較するのではありませんけども、お隣の大和高田市の場合は、今年度だけでも4名、実際にはそれ以上と伺ってますけども、技術職を採用されてます。募集しても集まらないと言いながら、片や、これだけの人が集まっている。この差は一体どこにあるのか。この辺も検討していただいて、勉強していただいて、途中でやるのであれば、その辺のノウハウを聞けるのであれば、参考にした上で、技術職の補充という、不足する部分をカバーできるようにお願いいたします。

それと、もう一つ、3点目、これ、1つ、市長にも申し上げたいんですけども、今回専決に至っております。専決についての法的な不備というのはないんですけども、根本的にこれを行われた場合は、議会の本来のチェック機能、改善提案等の意思を反映させる場がありません。ないとは思うんですけども、万が一、都合の悪いことが、それを議会に諮らずに一方的に対応するということが可能とすることができるんです。12月の一般質問でも私言いましたけども、専決処分をやった。ところが、やりっ放しで終わってるんです。過去にもそういう、マスクのこともそうです。必ず、理事者おっしゃるように、PDCAサイクルを働かせて、最後のチェックまでやって、果たしてこの専決がよかったのかどうか。そこをちゃんと検証だけしてください。そうしないと、この制度や組織の不備な部分、これを改善していくというところにつながっていきません。今回専決されると議会のこういった機能が効かなくなりますので、この辺り、今後十分ご注意ください、専決という処分に踏み込んでいただけるようお願いしておきます。

以上です。

**西川議長** ほかに質疑はありませんか。

1番、杉本訓規君。

**杉本議員** よろしく申し上げます。前回の協議会とかぶるところあるんですけども、ただいまご説明あって、僕、疑問に思うんですけども、タイムスケジュール見てて、繰越しをしないように頑張ってるのは分かってるんですけども、3月は、我々、予算でこの繰越しに関してもしっかりと審議なされていたところがございます。今の日程をお聞きしたところでは、繰越しにのせないと駄目なんじゃないのという話に、僕、この話を全然知らなかったの、何とか繰越しにのせなければならぬんじゃないのって、何でならなかったのかというのが疑問なんです。

ほんで、もう一つは、3月31日に終わる工事を、終わらないという報告を市長と副市長に3月31日にされたというんですけども、多分、市長と副市長も、聞いても困られたと思うんです。何でもっと前もってご相談できへんかったのかなというのがすごい疑問なんです。それだけ密に連携取れてないのかというところが疑問に思うんですけども、なぜ、これ、途中で予算もあって、これはまずいとなつて、市長、副市長なりに先に相談して、議会にも説明してという、今、奥本議員おっしゃったみたいに、専決やられてしまったら困るところもあるので、その辺、改善策とそのときどういう状態やったのか。部長、ご答弁よろしくお願

いたします。

**西川議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。

まず、繰越しの事務手続といたしまして、うちの農林課だけではなくて、3月の補正予算の中に繰越しの手続を行うために、1月に総務財政課に繰越明許の事務手続をする必要がございます。その段階では、農林課といたしましては、工期が十分にある工事を12月に発注して、契約もいたしておるという思いがございました。2月の段階におきましても、工期的にまだ十分ある。先ほど繰越しに至った経緯をご説明させていただきましたように、現実のところ、2月15日に草刈りの工事着工が入りまして、ご説明させていただいたように、4月19日には終わっておる。現実のところというと、1か月ちょっとで終わる工事ですので、農林課の担当職員としても、十分工期は、ずっと入っていただければ間に合うという過信があったというふうに思っております。担当職員から課長、部長への報告の中において、もっと緊密に報告、連絡を受けて繰越しの手続をしておればよかったと、今となっては反省しております。

以上でございます。

**西川議長** 1番、杉本訓規君。

**杉本議員** ありがとうございます。僕が気になるのは、業者によって、できるはずであろう工事ができなかった。これは致し方ない。ここが一番ネックなんでしょうけど、僕が気になるのは、3月31日に市長、副市長に報告した。ここが気になるんです。もっと前に多分分かってたはずなやつを、なぜ31日まで、最終日まで残してるのかがめちゃくちゃ気になって、密にやっていたかと今おっしゃっていただいたので、今後ないようにお願いします。

あと、もう1個は、ほかにこのような工事は、年度内に終わらない工事等、こういうことにならないように心がけていただきたいんですけども、今後このような工事、去年の予算で終わってない工事で、繰越しに上がってない等の問題の工事はありますか。

**西川議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 繰越明許の手続をしておる工事だけが残っておるという状況でございます。

以上です。

**西川議長** 杉本訓規君。

**杉本議員** 信じておきます。以上です。

**西川議長** ほかに質疑はありませんか。

6番、谷原一安君。

**谷原議員** 私は、専決に至ったことについてお伺いしたいと思っております。会計単年度主義ですから、基本的には令和2年度の予算で、あるいは補正予算で、議会で議決したことについては年度内に完了するということが原則であろうと思います。できない場合は補正予算を組んで、しっかりと議会で審議する。これは議会の議決という、議会として最大の権限ですから、それを侵すものになると思いますので、このことについてお伺いしたいと思います。

1点目ですけれども、先ほど来からあります、工期が完了しないということでありませ

れども、まず、契約がどうなったかについて伺います。業者と入札後に工事契約、請負契約をやっていると思いますが、竣工完了、引渡し等、契約ではどうなってるのか。契約に関しては、それに対するペナルティー等、内容はどうなっているのかについて伺います。

それから、2点目ですけれども、工期の見通しがどうだったのかということが、先ほどから繰り返し質問にありましたけれども、業者は2月の現地立会いのときに、下請事業者が3月中は難しいということを述べてたわけです。しかも当初下請業者が決まらないという中で、当然、無理した下請業者を、元請会社が何らかの形で依頼した可能性もあり、そこから、工期の管理見通しについて、これが本当に適正だったのかどうか。これについて再度お聞きしたいと思います。

それから、3点目ですけども、専決処分については、地方自治法で一定の制約があると思いますけれども、専決処分の理由については説明がなかったもので、どういう理由で専決されるのか、処分等に至ったのか。法律上のどの理由に基づいて専決処分されるのか。これについてお伺いします。

**西川議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。

まず、契約ですが、先ほどご説明させていただきました入札の日、令和2年12月25日をもって契約をいたしております。工事の期間といたしましては、この期間からいいますと、3か月の工期を持っておりますので、農林課としては、十分な工期を設定した工事であったと考えております。

それから、先ほどからの、こういう遅延を起こした場合のペナルティーということでございます。これにつきましては、契約約款の第55条で、発注者の損害賠償請求等という中に、工期内に工事を完成することができないときというのがございますので、遅延金を請求しようと考えております。

私の方からは以上です。

**谷原議員** 完了日。

**早田産業観光部長** 令和3年3月26日であったと、書類を今持っておりませんので、26日だったと思っております。

以上です。

**西川議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** 総務部の吉村でございます。よろしくお願いたします。

専決処分の理由というところでございますけれども、先ほども答弁にございましたように、3月31日に市長、副市長への報告があり、私の方にもその後連絡があったところでございます。その段階で取り得るベストな方法というところで、3月31日ですので、臨時会を招集する時間的余裕がなく、やむなく専決処分に至ったというところでございます。なお、地方自治法の第179条第1項という規定に基づいて処分を行ったものでございます。

以上です。

**西川議長** 6番、谷原一安君。

**谷原議員** ありがとうございます。まず最初の契約日のことなんですけれども、3月26日ということで、当然、年度内に完了することを約束して業者と締結したということであろうと思います。

2つ目の質問の、工期のことですけれども、再度質問しますけれども、地元区長も不安に思っておられたわけですね。私たちも質問の中で回答を聞いても、どう見てもこれは完了するのが難しい事業だったなど。それで業者に対して指示をしたということですが、業者のところを尋ねるとか、実際に訪ねて督促するとか、状況を詳しく聞くとか、どういう状況になってるのかと、下請の関係とか、あるいは下請業者がほかの事業といろいろ掛け持って大変なのかどうかとか含めて、具体的に事情を把握されることをされたのかどうか。これについて再質問しておきます。

それから、3つ目ですけれども、専決の理由については4つほど、地方自治法第179条ですか、ありますけれども、結局、緊急ということですよ。緊急に至った理由がどうなのかという疑問はありますけれども、31日であったために臨時会を開く予定がなかった。緊急という言葉が使われなかったから、そういうふうなことも言いがたいのかなというふうに思ってしまったわけですが、再質問の、業者に対する聞き取り調査等をされたのかどうか、お聞きします。

**西川議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。ただいまの谷原議員のご質問でございます。

当然、担当者、課長補佐2名が、2月10日の区長も含めての立会いのときもそうですし、その後の2月15日、2月19日、2月22日、2月26日、3月2日、3月5日という形で、その後も3月12日、現場での打合せの際も含めて、折において確認をいたしております。現実、3月15日から現場の着工というときにもお話しさせていただいて、当然、3月末に工事を終わるようにということを指示いたしておるところでございます。

以上です。

**西川議長** ほかに質疑はありませんか。

増田順弘君。

**増田議員** るる、この原因なり、説明をいただきました。私、1点だけ確認をさせていただきたい。

3月25日が議会の最終日でございます。その段階の工事の進捗についてどのような状況であったのかお聞きをいたします。

**西川議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。

まず、3月の議会最終日、まだ、仮設工、土工、それから生コンの打設というところで終わっております。申し訳ございません。

**西川議長** 増田順弘君。

**増田議員** 3月25日にその状況の中で、月末まであと1週間、工期の契約上は、先ほど申し上げられた26日ということなんですけれども、専決をしなくてもいいタイミングとしては1週間しかなかったんです。25日の段階で議会を開いてるんです。その段階であと1週間、完成する見込みを立てられてたから、25日の議会に何ら報告、説明なかったと、こういうことなんですよ

うか。もう一度ご答弁をお願いします。

**西川議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。

その段階では、竣工のめどは立っておらなかったやろうと感じております。申し訳ございません。

**西川議長** 増田順弘君。

**増田議員** そこなんです。先ほどから、このように議会でいろんな質問が出てるとするのは、業者がどうこう。それは致し方ない。契約したんだから。だけど、その後の事務処理上、これは契約上無理であるということであれば、原課はそれに対して、議会を開いてるんだから、最終日に見通しが立たないというご報告をいただければというふうに感じましたので、今後こういうことのないように、よろしく願い申し上げます。

**西川議長** ほかに質疑はありませんか。

西井覚君。

**西井議員** いろいろと話聞いているわけで、現実、工事発注して、繰越明許自体が800万円ぐらいの工事でできるか、できへんか、できるやろうという予測で業者に発注してるわけですよ。ほんで、それが、制度から見れば繰越明許ですけど、こんな簡単に繰越明許したらいいのかと。発注者に対してもっと責任を持って担当がやはりせん。それと、これ、制度から見たら認めざるを得んと思いますけど、現実には、このまま簡単に認めていくという形になったら、建設の松本部長に聞きたいけど、あなたの担当の部門で、業者がこの例を出して、遅延するときにはこんなこともありますかというふうなことを言われて、新たな発注するときでも含めて、遅れるのが当然になるような状況になる危惧はしておられませんか。

**西川議長** 暫時休憩します。

休 憩 午前10時49分

再 開 午前10時56分

**西川議長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部の松本でございます。よろしくお願いします。

今の西井議員の質問でございますが、当然、工事請負契約に関しましては、産業の部門であっても、土木の部門であっても、同じ契約書で契約をさせていただいております。繰越し、こういうことが当たり前ではない、当たり前にならないように当然指導をしていきたいと考えております。

以上です。

**西川議長** 西井覚君。

**西井議員** 今後このようなことで簡単に繰越明許に持っていかずにはなく、やはり発注した仕事については納期内にやってもらうように。大変な努力は必要かも知れませんが、当然、発注を受けた限りは、納期に間に合うようにするのは、これは業者の義務です。よって、その辺、今後、これを例に出た形のないように努力してもらいたいと思っております。

以上です。

**西川議長** ほかに質疑はありませんか。

8番、川村優子君。

**川村議員** 議員の皆さんからいろいろな質疑があつて、最後に私も聞き足りないところを1つだけ確認させていただきます。当然、繰越しをさせない、業者の責任ということについては、今、西井議員の方からも質疑があり、農林課だけでなく、ほかの課におきましても、そういったことは当然であるというふうには私は理解した上で、今回は、先ほど谷原議員の方からも、きちっと答弁が確認できませんでしたので、質疑があつた内容について、私は、見通しという部分です。2月10日に下請の業者が、竣工困難ということで告げられたと。そのときに、先ほどの答弁では、期日までにやるようにと。私、期日までにやるようにと言いつけることは大事だと思うんですけども、発注した側から見て、期日までにやってちょうだい、やってちょうだいと言いつけることは、当然そう言われると思うんですけど、なぜできない事情があつたのかというところの分析というのは、やはり今回は甘く見ていたのではないのかというふうには思うんです。これは、これから、変な言い方ですけど、上から目線で、やってください、やってくださいと言いつけることが、こういったことの困難な場合、早くできない事情を察知するという、そういった能力も大事ではないかというふうには思います。ここについて、非常にこれからのいろんな発注と施工する業者との対応、見通しという部分について、今回、このことについて、ただ、やれやれと、終わってくれと。当然終わってくれというのは分かるんですけど、細やかな連絡を取り合うのも、なぜできないかと。この後の経緯も見ても、天候もありますし、できない理由というのをきっちりと把握しなかつたら、結局こうなるんです。やってくれよと言われたら、相手側はやらなあかんと。でもできない。そのことについて非常に甘い考えになっていくと思うんです。今後も、これから、できないということが、2月10日で第一声を上げられてる。このことについて、しっかりとこういうことは受け止めていって、できなかつたら、やはり繰越しの手続はしないといけないという原課での話が当然出てくると思うんですが、その辺りの考え方について、先ほどはその答弁はなかつたんです。当然終わらせるようにというお話をいたしました、ということが連発しておりますので、これから、このことについてどのようなお考えを持っていらっしゃるか、お聞きをしたいと思います。

**西川議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。

私どもといたしましては、先ほどから、単年度会計という形で、逆に年度内には発注し、年度内に竣工していただくという思いで業務を進めております。また、一方では、事務処理としての繰越しの手続が、繰越しの可能性が僅かでもある場合について、必要であると考えております。本件は、事務処理としての繰越し手続に対する職員の認識が不足していたと考えております。今後は認識を改めまして、僅かでも繰越しの可能性のある事業につきましては、繰越し手続を必ず行い、再発防止に努めたいと。繰越し手続をしたからといって、必ず繰越ししてしまうということではありませんので、繰越し手続はしておるが、3月末までに

は工事が完了するということも考えられますので、そういった形に認識を改めたいと考えております。

以上でございます。

**西川議長** 川村優子君。

**川村議員** 本当にこのような業者に当たることはそう度々ないと思いますけれども、こういうこともあるということを重く受け止めて、神経をとがらせてやっていただかないといけないということです。報告と、原課、担当だけに任せないで、部長がその話を聞いて、しっかりその判断をなさるべきだと。市長に3月31日に報告に上がるということは、やはりそれまでの経緯については、私は失敗であるというふうに思いますので、以後気をつけていただきたいと思っております。

以上です。

**西川議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第3、承認第1号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第3、承認第1号議案を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第4、承認第2号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

**谷原議員** 私は、承認第2号、令和2年度葛城市一般会計補正予算(第11号)についての専決処分の承認を求める承認第2号について、承認に反対の立場から討論いたします。

本件については、先ほど来、議員各位から多くの質問が出ましたけれども、私は2つ問題があると考えております。1つは、繰越しとして適正な事務処理がなされたのかという問題であります。もう一つは、専決処分として適正であるかという問題であります。まず、繰越しとして適正な事務処理がなされているかという問題でありますけれども、財政法第42条においては、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができないと規定されております。したがって、一般会計年度の歳出予算の経費の金額は、原則としてその年度内に使用し終わるべきものであります。しかしながら、この原則どおりに処理することは、かえって不利、不経済または非効率となって実情に沿わないことになる場合もあるため、財政法では、会計年度独立の原則に対して若干の例外を認め、一定の条件の下

で、歳出予算の経費の金額を翌会計年度に繰り越して使用する道を開いております。しかしながら、繰越しの制度は、会計年度独立の原則に対して特例をなすものでありますから、これを無制限に認めることは適当ではありません。こうした制約の下、予算の執行においては、事業者に対する指導・監督を徹底するとともに、事業の執行状況を的確に把握することが求められていると考えます。そして、やむを得ない事情で事業の年度内完成が困難となったときには、速やかに繰越し手続を取る等、適正な措置を講ずることが行政には求められていると考えます。ところが、今回対象となっております事業におきましては、2月において事業の下請業者が年度内の竣工が困難であると表明しており、また、その後の工事進捗もはかばかしくないことを職員は把握していたわけでありますから、速やかに繰越し手続を取るべきであったと考えます。3月には定例会が開催されており、補正予算を議会との協力の下に提出することは十分可能であったと考えます。この点において、明らかに適切な事務処理ではなかったと考えます。

2つ目の問題点は、専決処分としたことであります。年度内に竣工できなかった事業について繰越明許費として計上した令和2年度補正予算を、3月31日付で専決処分したことがどうかということであります。先ほども質問いたしましたけれども、地方自治法第179条には次のようにあります。「普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書きの場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる」と。つまり、4つの場合について、葛城市においては市長が専決処分することができるということであります。しかし、この中で、今回の専決処分の根拠に当たるところは、唯一、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるという場合ということでこの専決処分がなされているわけです。しかし、その理由であります。今回のこの専決処分の理由は、先ほどから申し上げましたように、事業の進捗状況の把握が適正であったかどうか。これがやはり適正でなかった。そのために年度内に竣工できないと判断した。それが3月31日に市長まで報告が上がったということで、これで専決処分せざるを得ないということになってしまったわけであります。つまり、補助事業の執行状況を的確に把握して、やむを得ない事情で事業の年度内完成が困難になったときは、速やかに繰越し手続を取る等、適切な措置を講ずることにおいて、これが不十分であった。そのために予算を専決するという事態になったわけであります。こうした不適切な行政措置によって、議会の権限である予算の議決権を侵す、こうした専決処分を認めることは、議会自らがその権限及び職責を放棄することになると私は考えます。よって、本承認案件については、承認に反対いたします。

以上です。

**西川議長** ほかに討論はありませんか。

4番、奥本佳史君。

**奥本議員** 私は、この承認第2号につきまして反対の立場で討論させていただきます。いろいろな理

由ございますけれども、谷原議員おっしゃってるように、専決処分に関してのところはやはり問題だと思います。

それと、もう一つ、今回、市役所内、議会内だけの問題ではなくて、この工事に関しては、当該区の當麻区の方の大字の問題も含まれております。何かというと、工事現場に対する進入路の確保において、私有地の借入れを大字は申し込まれております。その期日が3月末でした。それに関しても、変更、あるいは土地所有者の方も迷惑を被られてるといった、多方面に影響が出ている、そういう点も含めまして、何でもっと早く対応できなかったか。先ほどの谷原議員の質問で初めて分かったんですけども、本来の工事の竣工期日、3月26日でしたか。ということは、私が思ってた3月末よりもさらに早いんですね。そういったことをもろもろ考えると、報告が遅れて専決に至る、ここに関しては、議会としては承認できないということです。

以上です。

**西川議長** ほかに討論はありませんか。

1番、杉本訓規。

**杉本議員** 承認第2号、私も反対の立場で討論いたします。この承認、専決されると、先ほどもほかの議員もおっしゃってましたけども、議会としてのチェック機能がいかなものかと。今、皆さんもいろんな意見、この一件に関しても出ております。ちゃんとチェックしていただくためには、こういうことがないようにしていただきたいと思っております。致し方ないこと、緊急性のあることなら分からなくてもないですけど、今のお話聞いと思ったら、3月議会をやられてる最中で、もうこの工事は無理だろうという考えを持った方々、知っておった方々はおったわけで、順番的にも、3月議会の中に市長、副市長なりに相談して、専決になる。これやったら順序的には、僕、分かるんです。皆さん、議会に相談して、3月中にこんなことになっていきますけども、専決になりそうですという話やったら分かるんですけど、いきなりばんばんと出てきて、無理でしたと。これで議会どうですか。承認でこれを反対しても何もならんわけじゃないですか。今後絶対ないように、ほんま心からお願いしたいんです。議員として、僕、それは言わせていただきます。そういう意味を込めて、今回はこの承認、反対したいと思えます。

以上です。

**西川議長** ほかに討論はありませんか。

増田順弘君。

**増田議員** 私も反対の討論をさせていただきます。専決処分する時間的余裕という条件が整ってないということが私の反対の理由でございます。25日の段階で、先ほど部長が答弁されたように、見込めなかったと。26日もしくは31日までの竣工が望めなかったということであれば、速やかに補正予算（第11号）を25日に提出していただいて、追加議案として提出されたら、何ら問題なかったことであるのかなど。工事の契約上の遅れはあるとしても、このような問題にはならなかったのではないかというふうに思います。議会としての立場も含めて、私はこの承認に対して反対をさせていただきます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

吉村始君。

吉村始議員 令和2年度葛城市一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることにつきまして、私は、今話を聞いておりました、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回のことにつきましては、職員の現場の方々のこの問題についての認識不足があったわけでありまして、これらにつきましては、再発防止に向けてやっていくということで、これについて反省をされておるわけでありまして、それから、また、今回、理事者側の方に話が来ましたのも、議会が終わってから話が行ったわけでありまして、そういった中でやむを得ず専決処分、これは今、ほかの議員が皆さんおっしゃったとおり、この議会に対して報告しなかったということについては大変な問題であると思っておりますけれども、原課におきまして、結局、まず職員の認識不足の、そもそもの原因といたしまして、これは職員の能力であるとか、努力であるとか、そういったものは別の、土木技術あるいは建築技術、この場合は土木技術ですけれども、このスキルが十分でなかったというところがあると思っております。これにつきまして、先ほど奥本副議長も指摘されたように、こういった専門職をしっかりと採用してということで、このことにつきましては、理事者側としましても、中途採用をするというふうに対応策を示しておられるところでありまして、これにつきまして、今後このようなことは二度と起こさないということを肝に銘じていただきまして、再発防止をお願いいたしまして、私としては、今回のことについては、もう終わったことであるので、賛成というふうなことにさせていただきます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

内野悦子君。

内野議員 私もある、いろいろ部長からお話を聞かせていただきました。本当に非常に原課においての怠慢であると、そのように思います。でも、しっかりと反省もしていただきました。再発防止にも取り組んでいただくということで、今回は、私は賛成とさせていただきます。

以上でございます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第4、承認第2号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり承認することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

（押しボタンにより表決）

西川議長 押し忘れはございませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第5、議第41号、令和3年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第41号、令和3年度葛城市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億207万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158億2,207万1,000円とするものでございます。補正内容につきましては、国の子育て世帯への支援策として、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る経費と、庁舎機能再編に係る経費の追加をお願いするものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**西川議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第41号議案については、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議第41号議案につきましては、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

また、委員長、副委員長につきましても、併せてご報告いたします。予算特別委員会委員長、増田順弘君、同じく副委員長、杉本訓規君。以上です。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻については追って連絡をいたします。

休 憩 午前11時20分

再 開 午後 1時30分

（奥本議員退席）

**西川議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りをいたします。

この際、ただいま配付しております議事日程記載のとおり、議第41号議案を日程に追加したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議事日程記載のとおり、日程に追加することに決定いた

しました。

それでは、追加日程第1、議第41号議案を議題といたします。

本案は、休憩中に予算特別委員会を開催し、審査いただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

9番、増田順弘君。

**増田予算特別委員長** 午前中の本会議において上程されました、予算特別委員会に付託をされました議第41号の補正予算につきまして、本会議休憩中に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その概要及び結果についてご報告を申し上げます。

議第41号、令和3年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑では、子育て世帯生活支援特別給付金事業の内容についてという問いに対し、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を1人で養っておられる低所得者のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、令和2年度中に臨時特別給付金の支給を2回実施している。今回、再度、子育て世帯生活支援特別給付金として、まず、ひとり親分として、児童1人当たり一律5万円の支給を5月11日に予定している。ふたり親分については、国の方からの情報が未定であるが、内容が分かり次第、早急に対応できるよう、今回補正予算に計上しているとの答弁がありました。

また、庁舎機能再編に係る詳細調査等委託料2,000万円の内容についてという問いに対し、平成16年10月の合併以来、旧両町の庁舎を継続使用する2庁舎制で行政運営を行っているが、急務である耐震性が劣る当麻庁舎の危険性排除と、それに伴うICTを活用した庁舎機能のあり方について調査・検討する、当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会が、議会において本年1月26日に設置をされた。これに伴い、庁舎機能調査再編機能に関して協議を進めるに従い、詳細な調査や専門的、客観的な見解といった具体的な根拠を基に比較・検討することが必要となったので、詳細調査等に係る費用を概算として予算計上したものであるとの答弁がございました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかに、各委員から質疑がなされ、意見、要望が出されていることを申し添え、予算特別委員会の報告とさせていただきます。

**西川議長** 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

追加日程第1、議第41号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第41号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議第41号は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の日程は全て終了いたしました。

閉会に当たり、議員の皆様方に一言御礼を申し上げます。議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また格段のご協力によりまして議会運営を極めて円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。これをもちまして臨時会を閉会するわけですが、皆様方におかれましては、引き続き新型コロナウイルス感染防止対策を行い、体調管理には十分注意され、葛城市政進展のために、より一層のご活躍を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

**阿古市長** 臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日開会の令和3年第2回葛城市議会臨時会の日程を終え、閉会の運びとなりました。議員各位の慎重なるご審議を賜り、承認、可決をいただきましたことに衷心より厚く御礼を申し上げます。議員皆様方におかれましては、今後とも市政へのご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

**西川議長** 以上で令和3年第2回葛城市議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 午後1時37分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長

西川 弥三郎

署 名 議 員

西井 覚

署 名 議 員

下村 正樹